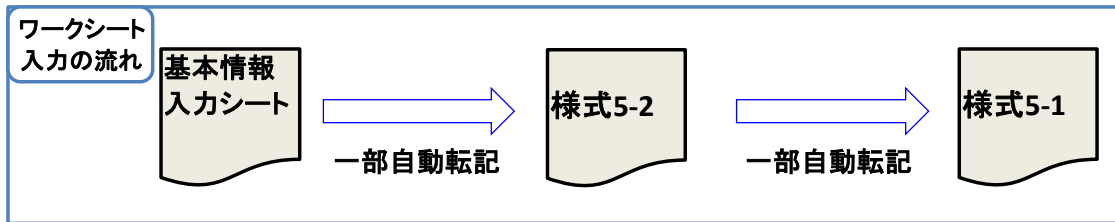


経過措置(令和4年3月31日まで)となっている福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、  
(Ⅴ)または福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定する事業所における  
障害福祉サービス等処遇改善計画書の作成にあたっての入力シート等の説明  
(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書)

令和3年度の処遇改善加算を申請する場合の計画書の作成方法をご説明しています

ワークシート名 (左からの順)	枚数	ワークシートの 入力順番(推奨)	説明	提出の必要性
はじめに	1	-	・本様式の内容と使い方を説明しています。	不要
基本情報入力シート	1	①	・法人の基本的な情報を入力することで、様式5へ自動的に転記が行われるため、こちらから入力してください。 ・本シートは提出不要です。	不要
様式5-1 計画書 総括表	1	③	・計画の概要と要件に関する情報を入力します。 ・具体的には、申請者情報・賃金改善計画の概要・キャリアパス要件・職場環境要件・見える化要件の5つです。 ・最後に入力してください。	提出
様式5-2 個表 処遇	1	②	・福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、(Ⅴ)または福祉・介護職員処遇改善特別加算について、事業所別の情報を入力します。 ・事業所ごとに新規・継続の別、加算区分、対象期間等を入力します。 ・基本情報入力シートの次に入力してください。	提出



【留意事項】

- ・原則、本様式を用いて計画書を作成してください。
- ・根拠資料は、保管の有無をチェックリストで確認することで原則提出不要です。
- ・複数事業所を一括して申請する際の指定権者別・都道府県別一覧表は不要です。
- ・「賃金改善の見込額」の比較対象となる年度は、「初めて加算を取得する(した)前年度」ではなく「(申請の)前年度」です
- ・福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算については、令和3年3月31日で廃止となります。なお、令和3年3月31日から引き続き当該加算を算定する事業所のみ、経過措置として令和4年3月31日までは算定可能となりますが、該当事業所においては、経過措置期間中に処遇改善加算(Ⅲ)以上の加算区分を取得していただきますようよろしくお願いいたします。

【用語の省略等】

- 福祉・介護職員処遇改善加算⇒処遇改善加算
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算⇒特定加算
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算⇒特別加算
- 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算の総称⇒処遇改善加算等
- 福祉・介護職員処遇改善加算において対象となる職員⇒福祉・介護職員



## 障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書)

※ 令和3年3月末から引き続き福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)又は(Ⅴ)若しくは、福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定する事業所における様式(令和3年度限り)

## 1 基本情報&lt;共通&gt;

フリガナ					
法人名					
法人所在地	〒	-			
フリガナ					
書類作成担当者					
連絡先	電話番号		FAX番号		E-mail

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。(同一事業所において重複の算定はできない。)

 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ(処遇改善加算Ⅳ) 福祉・介護職員処遇改善Ⅴまたは特別加算

## 2 賃金改善計画について&lt;共通&gt;

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

## (1) 福祉・介護職員処遇改善加算または福祉・介護職員処遇改善特別加算

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式5-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 0 年度処遇改善加算の見込額	0 円	
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	0 円	
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)	円	
ii) 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	0 円	
(ア)前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額	円	
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	円	
(ウ)前年度の福祉・介護職員等特定処遇改善加算のうち福祉・介護職員に支給された額(前年度に特定加算を算定していた場合のみ)	円	
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	円	
⑤ 賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	

## 【記入上の注意】

- ・ 処遇改善加算(Ⅴ)または特別加算のみの計画である場合は、3(キャリアパス要件)及び4(職場環境等要件)の記載は不要である。
- ・ ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ④ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ・ ④ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出の前年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ・ 各項目で「福祉・介護職員等」で表記している中の「等」とは、特別加算により賃金改善される福祉・介護職員以外の職員を指す。
- ・ 本様式が適用される間に、処遇改善加算(Ⅲ)以上の事業所を含めて、複数の事業所を一括して障害福祉サービス等処遇改善計画書を作成する予定で、かつ、事業所単位ではなく一括作成した計画書単位で加算額を上回る賃金改善を実施する予定であった場合は、本計画書の「③加算の見込額」及び「④賃金改善の見込額」について、別途作成した処遇改善加算(Ⅲ)以上の事業所を含む計画書の同項目とそれぞれ合計した上で、加算額を上回る賃金改善が見込まれていれば、差し支えないものとする。

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 処遇改善加算等による賃金改善

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期)    年    月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

ロ 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算等の配分を除く独自の賃金改善

※「(1)④ii)(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算IV>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input type="checkbox"/> ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること
	<input type="checkbox"/> ②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

#### 4 職場環境等要件について<処遇改善加算Ⅳ>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)  
 ※ 処遇改善加算(Ⅳ)は経過措置のため、令和3年度報酬改定における職場環境等要件の変更は行わない。

分類	内容
資質の向上	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る)
	<input type="checkbox"/> その他:
労働環境・処遇の改善	<input type="checkbox"/> 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input type="checkbox"/> ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	<input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	<input type="checkbox"/> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
<input type="checkbox"/> その他:	
その他	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input type="checkbox"/> 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	<input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換
	<input type="checkbox"/> 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	<input type="checkbox"/> 職員の増員による業務負担の軽減
<input type="checkbox"/> その他:	

#### 5 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日

法人名

代表者 職名

氏名

別紙様式5-2 福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書（施設・事業所別個表）

法人名	
-----	--

処遇改善加算額(Ⅳ)、(Ⅴ)、特別加算額(見込額)の合計[円]	0
---------------------------------	---

	障害福祉サービス等 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり (処遇改善加算等 を除いた) 障害福祉 サービス 等報酬総 額[円](a)	(1)福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)又は(Ⅴ)若しくは特別加算			③ 処遇改善加算 等の見込額 (a×b×c) [円]
			都道府県	市区町村				① 算定する 処遇改善 加算等の 区分	② 加算率 (b)	② 算定対象月(c)	
1										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
2										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
3										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
4										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
5										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
6										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
7										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
8										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
9										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
10										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
11										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
12										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
13										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
14										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
15										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
16										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
17										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
18										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
19										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	
20										令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)	

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算					福祉・介護職員処遇改善特別加算
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率					
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	特別加算
居宅介護	27.4%	20.0%	11.1%	10.0%	8.9%	4.1%
重度訪問介護	20.0%	14.6%	8.1%	7.3%	6.5%	2.6%
同行援護	27.4%	20.0%	11.1%	10.0%	8.9%	4.1%
行動援護	23.9%	17.5%	9.7%	8.7%	7.8%	3.4%
重度障害者等包括支援	8.9%	6.5%	3.6%	3.2%	2.9%	0.3%
生活介護	4.4%	3.2%	1.8%	1.6%	1.4%	0.6%
施設入所支援	8.6%	6.3%	3.5%	3.2%	2.8%	0.9%
短期入所	8.6%	6.3%	3.5%	3.2%	2.8%	0.9%
療養介護	6.4%	4.7%	2.6%	2.3%	2.1%	0.5%
自立訓練(機能訓練)	6.7%	4.9%	2.7%	2.4%	2.2%	0.8%
自立訓練(生活訓練)	6.7%	4.9%	2.7%	2.4%	2.2%	0.8%
就労移行支援	6.4%	4.7%	2.6%	2.3%	2.1%	0.9%
就労継続支援A型	5.7%	4.1%	2.3%	2.1%	1.8%	0.7%
就労継続支援B型	5.4%	4.0%	2.2%	2.0%	1.8%	0.7%
共同生活援助(指定共同生活援助)	8.6%	6.3%	3.5%	3.2%	2.8%	1.0%
共同生活援助(日中サービス支援型)	8.6%	6.3%	3.5%	3.2%	2.8%	1.0%
共同生活援助(外部サービス利用型)	15.0%	11.0%	6.1%	5.5%	4.9%	2.3%
児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	3.0%	2.6%	1.0%
医療型児童発達支援	12.6%	9.2%	5.1%	4.6%	4.1%	2.0%
放課後等デイサービス	8.4%	6.1%	3.4%	3.1%	2.7%	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	3.0%	2.6%	1.1%
保育所等訪問支援	8.1%	5.9%	3.3%	3.0%	2.6%	1.1%
福祉型障害児入所施設	9.9%	7.2%	4.0%	3.6%	3.2%	0.8%
医療型障害児入所施設	7.9%	5.8%	3.2%	2.9%	2.6%	0.5%
障害者支援施設:生活介護	6.1%	4.4%	2.5%	2.3%	2.0%	0.6%
障害者支援施設:自立訓練(機能訓練)	6.8%	5.0%	2.8%	2.5%	2.2%	0.8%
障害者支援施設:自立訓練(生活訓練)	6.8%	5.0%	2.8%	2.5%	2.2%	0.8%
障害者支援施設:就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%	2.4%	2.2%	0.9%
障害者支援施設:就労継続支援A型	6.5%	4.7%	2.6%	2.3%	2.1%	0.7%
障害者支援施設:就労継続支援B型	6.4%	4.7%	2.6%	2.3%	2.1%	0.7%